

平成 28 年第 7 回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	平成 28 年 6 月 15 日 (水)		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 大会議室		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 28 年 6 月 15 日 (水) 午後 1 時 10 分	
	閉 会	平成 28 年 6 月 15 日 (水) 午後 2 時 15 分	
出 席 ・ 欠 席 委 員	出席委員	二見吉康・清胤祐子・河野義文・池野博文・正山幸夫	
	欠席委員	なし	
職務により会議に出席した者	次長	片山豊和	
	生涯学習課長	栗栖浩司	
	学校教育課長	長尾航治	
	主幹	沖本直樹	
会議に付した事件及び採決結果	議案第 10 号	安芸太田町立学校長等に対する事務委任規程の一部を改正する訓令について	原案可決
報告協議事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安芸太田町教育 21・もみじプランについて</li> <li>2 6 月・7 月行事予定について</li> <li>3 管理職選考について</li> <li>4 服務規律の厳正確保について</li> <li>5 その他</li> </ol>		

## 【 議 事 録 】

日程第 1、開会

(午後 1 時 10 分開会)

教育長)

ただ今より、平成 28 年第 7 回安芸太田町教育委員会会議を開催いたします。

今日は学校訪問第一日目ということで 2 つの小学校と幼稚園を訪問していただきありがとうございました。引き続きこれから教育委員会会議を始めさせていただきます。

日程第 2、教育長報告

教育長)

早速ですが私から報告をさせていただきます。報告協議資料 1 ページをお開きください。

まず我々の町教育長会総会を 5 月 20 日に広島市で開かせていただきました。役員も昨年どおりで私も県の会長をさせていただくことになりました。

建築関係についてですが、加計小学校の新校舎の竣工式を 5 月 21 日に行いました。

今日も来ておられるのですが、東京大学から来ていただいて協調学習の授業研究を 23 日と 24 日に行います。

28 日は次の校長、教頭の候補になる先生方の勉強会ということで郡の学校経営運営研修会が開かれました。

31 日には県内の市町の教育委員会連合会の総会がありまして代議員として私が出席させていただきました。これまで連合会の会長を呉市がずっと長年にわたり引き受けていただきましたが、今年度から 2 年の任期で都市教育長会のメンバーが持ち回りで引き受けることになりました。広島市と福山市を除く市が交代で務めるということで今年度は東広島市の教育長が会長になりましたが、実はつい先日亡くなりました。引き続き東広島市が受けられるのですが、そういうことがありました。

郡の地教連の総会が 6 月 1 日に開かれました。

2 日に県教委の北川参与が市町教育長を訪問される教育長ミーティングを行いました。加計小学校の授業と校舎の見学をされ、校舎のすばらしさにびっくりしておられました。

3 日から 10 日まで 6 月定例議会が開かれました。後ほど報告させていただきます。

12 日に国道 191 号線吉ヶ瀬付近が土砂崩れで通行止めになりました。加計小学校は日曜参観日をしておりまして帰りのスクールバス便をスマートインターから広島北インターまで通行させようとしたのですが、開閉バーが上がらないというアクシデントがあり、引き返して戸河内インターを利用してつれて帰るということがありました。国道は昨日の夕方に開通し、最終便が通行することができました。今朝は普通どおり通行しています。

加計小学校の第 1 回学校運営協議会を 30 日に予定しております。

6 月定例議会ですが、教育委員会へは 2 人から一般質問がありました。斉藤まゆみ議員からは町内のスポーツ施設のあり方ということで廃校になった学校の体育館、校庭あるいはプール等これらの整理をする必要があるのではないかというご意見がございました。例えば使っていないプールは地域と協議して整理する。校舎は一般の財産ということで総務課が担当ですが、校庭は教育委員会が管理することになってはいますが、将来設計をもとに管理のあり方を考えるべきではないかというご意見です。

これについては教育委員会の管轄だけでなく、他の様々な施設がございますので、町全体として公共施設の管理のあり方を考え、例えば目標として 20 年間で 30% を削減するというようなことを今後考えていくということです。

もう一つの質問は、矢立副議長からでした。人権から町のあり方を問うということで、人権教育の現状ということ、町の組織である人権施策推進会議の体制のこと、学校統合を含めた町民の不満とか不信とかいろいろありますが、人権の視点からどのように考えるのかといった質問をいただきました。

これに対しては、あくまでも子どもたちの命を守るということを第一義に考えていきたいと答えています。いじめによる自殺は絶対にあってはいけないし、施設の非耐震ということで命が奪われることがあってはいけないという意味のことを答えさせていただきました。

議案につきましては主に、工事請負契約締結ということで戸河内小学校の校舎の建築、体育館の耐震改修についてそれぞれ分離して契約議決の審議をいただきました。

校舎建設につきましては賛成多数でございましたが、3名の方が反対の意思表示をされました。体育館につきましても2名の方が反対の意思表示をされました。

もう一つは一般補正予算です。主に文化財改修工事で吉水園や木坂の社倉の屋根の葺き替え改修工事の関連予算を審議していただき、可決していただきました。

この後、服務規律の徹底というところで説明があると思いますが、県内でも不祥事や事故が絶えませんので、引き続き指導してまいります。

私のほうからは以上でございます。何かご質問等ございますか。

池野委員)

町の施設のことですが、筒賀の町営プールは1969年ごろにできたと思います。改修工事などされてきたのだと思うのですが、壁など剥落しています。施設については優先順位があると思うのですが、町の中でいつまで管理するのかということが課題になってくると思います。そのあたりについて計画はあるのですか。

生涯学習課長)

先日、プールの掃除をさせていただきました。内壁がガタガタで、後から塗装をしているのですが壁面から浮いており、どう見ても何とかしなければならぬ状態です。本格的な改修工事をする必要がありますが、今年はどうすることもできないので、来年度以降に予算計上するように検討したいと思います。

町内に社会体育施設がたくさんありますが、使用実績がほとんどない施設もあります。廃止をすることで、どこもかしこも維持費をばら撒くというのではなく必要なところに集中的に投下していくという考え方をせざるを得ないのではないかと思います。今年度中にどういう方向性でいくか各種計画を取りまとめ、地域に使用実績などを情報提供しながら廃止についての了解を得ていきたいと考えています。筒賀プールについても対応を考えていきたいと思っています。

教育長)

他にございますか。

( な し )

日程第3、報告協議

教育長)

それでは次の日程第4 報告協議に入ります。

1の安芸太田町教育21もみじプランについて事務局から説明をお願いします。

沖本主幹)

(資料をもとに説明する。)

追加・変更箇所…加計高校との連携型中高一貫教育、コミュニティ・スクール、英語力向上推進協議会、人権教育第3次とりまとめ、学校業務改善モデル校

教育長)

何かご質問やご意見はありますか。

河野委員)

A L Tの契約や任用期限についてはどのようになっていますか。

沖本主幹)

8月が更新月ですが他の人に代わるということは聞いておりません。継続の予定です。

河野委員)

1人の人が2年とか、3年とか、何年間という決まりがありますか。

教育長)

原則は1年単位の更新を重ねていくということになります。

教育次長)

今2人から意向を聞いている中では、来年8月までは継続する予定です。

河野委員)

このA L Tは将来的にも確保していくことができるのでしょうか。

教育次長)

基本的に交付税措置の対象になっておりますので予算的には継続していこうと思います。

清胤委員)

豊かな体験活動の継続について、修学旅行生を受け入れて民泊を進めていますが、ラフティングというのを目玉にしています。これを町内の中学生にも3年間のうちで1度は体験させてやりたいと思いますがいかがでしょうか。

学校教育課長)

現在、夏の環境学習の中でやっておりますのが、小学校3・4年生でのカヌー体験です。体験できる人数が少ないということもありまして東部と西部と交代で行っているのですが太田川流域振興会議が主催して実施しています。もともとは国土交通省や広島市と共同でやっていた行事です。教育旅行でやっているラフティングはやっておりませんので前向きに検討してまいります。

清胤委員)

町内の子どもと町外の子どもが交流するときにも話がかみ合わないこともあると思います。せっかくの水の体験ですので、予算が関係することだとは思いますがよろしくお願いします。

教育長)

ご意見ありがとうございます。その他にありますか。

(なし)

それでは2の生涯学習課から行事予定についてお願いします。

生涯学習課長)

(資料をもとに説明する。グラウンドゴルフ大会、「民謡を訪ねて」公開録音、親子クリーンハイキング、全国高等学校ライフル射撃大会)

河野委員)

「民謡を訪ねて」の公開録音ですが、予定の人数を超えると抽選になるのですか。

生涯学習課長)

申込総数が359通で町内から161通の申込みがありました。すべて入場OKで返信をします。これまでのNHKの参加率のデータから予測して大丈夫であろうということです。はがき1枚で2名までととなっていますが、1枚につき約1.6人で考えています。無料ですから惜しいという気持ちがなく当日来られない方も多いということです。天候にもよるそうなのですが、NHKと相談させてもらいすべて受け入れることとしました。

河野委員)

1枚で2名までと聞いていたので、どうなのだろうと思いましたが、NHKと相談された結果であれば安心しました。ぜひトラブルの無いようにがんばっていただきたいと思います。

池野委員)

19日に深入山でグラウンドゴルフ大会が行われるということなのですが、17日にもシニアクラブが同じ深入山で開催します。使用料が一人当たり400円です。よそのグラウンドゴルフの会場は200円のところが多く、深入山は町民の割引も一切ないのでどうにかならないのかと思っています。指定管理となっているのでしょうから基本的にはそこが料金設定をするのでしょうが町民が利用しやすくするために何とかできないものでしょうか。

河野委員)

関連しますが、料金を設定するのは委託されている松原自治会が決めるのでしょうか。また、町がある程度こういう割引も促すことができるのでしょうか。せっかく良い施設が地元にあるのに料金が安い、あるいはまちまちではもったいないと思います。そのあたりの流れというものはどのようになっていますか。

教育次長)

全般的に使用料条例というものがあまして各施設の料金設定がされています。管理施設によっては宿泊施設もあるので料金に幅を持たせています。スポーツ施設についても若干の幅を持たせていますが、受託者である指定管理者が運用する中で設定しています。利用者が少ないということであれば料金を下げて利用者を増やすということも考えられると思います。町の施設の減免申請の取決めがある施設については割引もできると思いますが、管理施設によって違いますので一律にこうですと言い切れない部分があります。

河野委員)

池野委員が言われたように400円の料金となっているところを割引して200円で使わせてもらおうとすれば町が差額の200円を負担しなければならないのでしょうか、松原自治会に200円で我慢してもらおうことにするのでしょうか、それとも初めから200円で使うことは無理なの

でしょうか。

教育次長)

指定管理料の計算も収入と支出のバランスを見ながらというところがあるのですが、使用料を減額したので指定管理料を何とかしてほしいという話も実際はないことはありません。他施設との競合もある中で、うちは安くやっているのを利用してくださいという要望もあったりします。

学校教育課長)

以前産業観光課に勤務していたころ、グラウンドゴルフ場の預かりをさせていただいていたのですが、管理自体は今も同様で商工観光課の所管になると思います。そちらから指定管理として出していると思います。当時は直営という形で町民の使用減免は当然やっていたのですけれども指定管理者制度の導入に伴って何らかの調整があったのではないかと思います。今ここでお答えができないのですけれども商工観光課に確認をしてみます。

生涯学習課長)

他の施設は町民体育施設となっています。深入山のグラウンドは町民のための施設ではなく観光目的に町が有しているグラウンドですから町民が使うということでの優遇措置にはなりにくいと思います。ただ今回のグラウンドゴルフ大会は、町が主催であるということで地元と協議させていただいて値引きはしてもらっていますけれども減免の枠が決まっていますからそこは動かすことができないという部分もあります。また先方も指定管理を受けている中で収支を合わせていかなければいけないですから、振興会長からは何かで補てんしてくれなければ収支が合わないという返事をいただいています。

河野委員)

はっきりさせるのは難しいことかもしれませんが、シニアクラブやグラウンドゴルフ協会などから減免をしていただければよいのという声は聞いていました。制度としてこのようになっているから減免はできないのだということを知ればよいのではないかと思います。

教育長)

すぐに結論ということにはなりません、このようなご意見をいただいたことについて関係課へ伝えていきたいと思います。

他に行事予定についてはよろしいですか。それでは3の管理職選考について説明をお願いします。

沖本主幹)

レジュメ3ページをご覧ください。(資料をもとに趣旨、選考方法等について説明する。)

教育長)

何かご質問がございますか。現在、郡内の校長はほとんど57歳以上ですので今後3年間で入れ替わることとなります。来年はまだ少しなのですが、再来年以降は大量の退職者が出るということになりますが、それをまかなうだけの管内の人材がないということで本町の場合は今も4割ぐらいが廿日市市から来てもらっています。人材育成が大変急がれる状況なのですが現在の応募数も多くありませんので将来は厳しい状況になると思います。そのため郡内での勉強会、来月は安芸高田市を含めた1市2町での勉強会をすることにしています。一人でも多く

の合格者を出すようにしてまいりたいと思います。

それでは次に服務規律の厳正確保について説明をお願いします。

沖本主幹)

レジュメ 9 ページをご覧ください。(資料をもとに説明する。)

教育長)

議案があるようですので事務局から提案をお願いします。

沖本主幹)

議案第 10 号でございます。これは 4 月の教育委員会会議で審議しておくべきものでしたが遅くなり申し訳ありません。加計小学校の統合にかかわって 3 小学校が廃校になったことによる校長への事務委任規定の削除に関するものでございます。

(議案を読み上げる。)

この統廃合にかかわって、通学費の補助交付金の規則についても検討しなければならないのですが、先に延ばさせていただきたいと思います。戸河内中学校にかかわって通学距離が 6 k m 未満は自転車通学ができることになっており、自転車通学の生徒には補助金を交付することになっています。上殿地域はすべて 6 k m 未満の区域に入ってしまうのですが、この先のことがまだ不透明なため保留にさせていただきたいと思います。今はスクールバス対応なので遠距離通学補助の対象となっていないため、しばらくそのまま置かせてもらいたいということです。

教育長)

今のところ個別に自転車通学の要望はないのですね。

教育次長)

交通安全上全員スクールバスに乗車するように指導しています。

河野委員)

加計中学校区で関係する生徒はいませんか。

教育長)

津浪・殿賀地域は 6 k m 未満になると思いますが、統廃合にかかる変更はありません。

河野委員)

通学費の補助の対象になっているのですか。

教育次長)

自転車通学の補助が月額 700 円ぐらいになっています。

河野委員)

距離にかかわらず一律になっているのでしょうか。

沖本主幹)

自転車通学の区域については各校で定められています。手元に要綱がないので正確にお答えできませんが、補助については 4 k m 以上というように下限の距離も決まっていたと思います。

(※正確には下限3 km)。徒歩での通学範囲についても各校で決められています。現在遠距離の児童生徒はスクールバス対応になっていますので補助の対象にはなっていません。

河野委員)

木坂はどうなのでしょう。

教育長)

木坂は4 kmありませんので、徒歩通学となっています。

河野委員)

スクールバスの範囲についてどこからがスクールバスの対象になるのかという疑問やスクールバスに乗せてもらいたいという要望もあると聞いていますが、その対応はいかがですか。辻の河原や遅越からも同様の要望があると思えます。

教育長)

今回の説明の中では遠距離通学の補助対象を小学生4 km、中学生6 kmとしていますが、混乗していますので、読み替えて中学生も4 km以上は乗せることにしています。辻の河原は4 kmありませんので、スクールバスの対象地域とはしていません。自転車通学の補助がもらえる距離と中学校として自転車通学を許可するという距離は必ずしも一緒ではないということです。生徒指導上の問題であるとか、交通安全上の問題でルールを作っているということです。

学校教育課長)

事後報告になって申し訳ないのですが、報告をさせていただきます。庄原市で学校給食用の牛乳に異物混入があり、安全が確保できないということで、昨日緊急に牛乳の提供を停止させていただいております。6月9日に黒い粒状のものが牛乳にはいついたということで、庄原市では協同乳業に供給業者を変更されましたが、14日にまた同様の異物の混入が認められました。本町においても協同乳業から供給していただいておりますが、県から安全が確保できないということで停止するように指示がありました。協同乳業はかなり広範囲に供給しておられますので数が多く、代替供給ができない事態となっております。学校、保護者に対して明日も牛乳の供給ができないことを通知させていただきました。明後日以降はグリコ乳業や山陽乳業など他の業者から供給していただけるか調整をしている段階です。

清胤委員)

町内で牛乳の提供をしてくれる業者はないのでしょうか。

学校教育課長)

学校給食用牛乳というのは数が多いこと、継続性、計画性ということから広島県全体で配置計画が定められています。この業者がこのエリアということで、安定的な確保のため全県的な契約となっています。

清胤委員)

地産地消ということができればということをおもいましたが、難しいようですね。

教育長)

明後日以降も様子を見ながらやっていくということですね。

次回の教育委員会議についてお願いします。

沖本主幹)

(日程調整を行う。)

次回は7月13日(金)9時30分開始でお願いします。

教育長)

よろしいでしょうか。以上ですべての議案・協議を終わります。ありがとうございました。  
本日の平成28年第7回教育委員会会議は、以上をもって閉会します。

(午後2時05分 閉会)